

令和7年度

狩猟免許試験のお知らせ

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」）
に基づく狩猟免許試験を実施します。

野生鳥獣の捕獲は、法により禁止されています。
捕獲（有害捕獲・狩猟）には、狩猟免許が必要です。



イノシシ、ニホンジカ、カラスなどの鳥獣による農林業被害が、県内でも大きな問題となっています。
地域の農林水産業を守っていくためにも、狩猟免許を取得して有害鳥獣を捕獲しましょう。
（有害鳥獣捕獲については別途市町村の許可が必要です。）

試験日、会場及び申込受付期間

| 地区 | 試験日 | 会場 | 申込受付期間 |
|------|---------------------------|---------------------------------|------------------------|
| 鳥取会場 | 8月31日（日） 午前9時30分～午後5時 | 鳥取県東部庁舎5階講堂ほか （鳥取市立川町6丁目176） | 5月12日（月） ～8月18日（月） |
| 倉吉会場 | 6月29日（日） 午前9時30分～午後5時 | 伯耆しあわせの郷大研修室ほか （倉吉市小田458） | 5月12日（月） ～6月16日（月） |
| | 11月30日（日） 午前9時30分～午後5時 | 伯耆しあわせの郷大研修室ほか （倉吉市小田458） | 5月12日（月） ～11月17日（月） |
| 米子会場 | 8月3日（日） 午前9時30分～午後5時 | 鳥取県西部総合事務所講堂ほか （米子市鞆町1丁目160） | 5月12日（月） ～7月22日（火） |

申込先・問合せ先

手続きはお住まいの住所地を所管する担当課で実施します。試験地ではありません。

| 申込者の住所地 | 担当課 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|-------------------------|--------------------------|--------------|
| 鳥取市、岩美郡 及び八頭郡 | 鳥取県農林水産部 農業振興局鳥獣対策課 | 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 | 0857-26-7872 |
| 倉吉市及び東伯郡 | 鳥取県中部総合事務所 農林局農業振興課 | 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 | 0858-23-3161 |
| 米子市、境港市、西伯 郡及び日野郡 | 鳥取県西部総合事務所 農林局農林業振興課 | 〒683-0054 米子市鞆町一丁目160 | 0859-31-9383 |

試験種類及び受験手数料

納付書により銀行等でお支払いいただくか、県庁本庁舎・総合事務所の納付窓口で納付してください。

| 区分 | | 網猟免許 （網用） | わな猟免許 （わな用） | 第一種銃猟免許 （装薬銃・空気銃用） | 第二種銃猟免許 （空気銃用） |
|-----------|------------------|--------------|----------------|-----------------------|-------------------|
| 受験 手数料 | 新規受験者 | 4,300円 | 4,300円 | 5,200円 | 5,200円 |
| | 既に他の種類の 免許取得者 | 2,800円 | 2,800円 | 3,900円 | 3,900円 |

※受験申込手続きの詳細等は、裏面をご覧ください

■受験申込手続き

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、お住まいの住所地を所管する担当課に郵送又は持参してください。（申請書は県庁鳥獣対策課、鳥取県東部庁舎、八頭庁舎、各総合事務所、日野振興センター及び市町村役場にあります。また、申請書と医師の診断書の様式は、県のホームページ <https://www.pref.tottori.lg.jp/289602.htm> よりダウンロードできます。）
 ※郵送の場合、申込期間最終日の当日消印有効。

| 必要書類 | 注意事項 |
|--|--|
| 写真 1枚 | 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×横2.4cmで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。 |
| 銃猟・空気銃所持許可証(写し)1部 又は、医師の診断書 1通 ※わな猟免許を受験の方でも医師の診断書は必要です。 | ・銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている方は、その許可証の写し ・上記の許可を受けていない <u>すべての方は、申請前概ね3月以内</u> に受診した法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての診断書 |
| 受験票返送用封筒 1枚 | 長形3号（235mm×120mm）に 110円分の切手 を貼り付け、表面に返送先の住所及び氏名を記載してください。 |
| 納付済証など手数料を支払ったことが証明できる書類 | 県が配布する納付書により銀行等でお支払いいただいた納付済証か、納付窓口のPOSレジのレシートが必要です。 ※納付書の請求は表面申込先にお問い合わせください。 |

■狩猟者養成講習会

受講料は無料ですが別途テキスト代（1,500円）が必要です。当日、現金で持参してください。狩猟免許試験に先立ち、関係法令と安全な捕獲方法を習得するための講習会を開催します。参加を希望される方は、狩猟免許試験とあわせてお申込みください。

| 地区 | 実施日・時間 | 会場 | 申込受付期間 |
|------|--------------------------|---|-----------------------|
| 鳥取会場 | 7月27日（日） 午前9時30分～午後4時 | 鳥取県福祉人材研修センター 本館 中研修室 （鳥取市伏野1729-5） | 5月12日（月） ～7月22日（火） |
| 倉吉会場 | 5月31日（土） 午前9時30分～午後4時 | エースパック未来中心 セミナールーム3 （倉吉市駄経寺町212-5） | 5月12日（月） ～5月26日（月） |
| | 11月9日（日） 午前9時30分～午後4時 | エースパック未来中心 セミナールーム1 （倉吉市駄経寺町212-5） | 5月12日（月） ～11月4日（火） |
| 米子会場 | 6月29日（日） 午前9時30分～午後4時 | 米子市文化ホール 研修室1, 2 （米子市末広町293） | 5月12日（月） ～6月23日（月） |

■その他

- 第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許は、20歳未満の方は受験できません。
- 鳥獣害防止対策については、最寄りの市町村役場、鳥取県東部農林事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所のイノシシ等被害防止相談窓口までお問合せください。

発行・問合せ先

鳥取県農林水産部農業振興局鳥獣対策課
 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 電話番号：0857-26-7872